

自治体名 豊橋市

懇談日時 10月23日(水) 午前10時00分～11時30分

懇談会場 豊橋市役所 東121会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2024年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】自治体DX推進 担当課(行政デジタル推進室/情報企画課) 電話(0532-51-2084・2080) FAX(0532-56-5119)
メールアドレス(g-digital@city.toyohashi.lg.jp/joho@city.toyohashi.lg.jp)

(1)自治体DX推進・業務のデジタル化の目的

※当てはまるすべてを選択してください。

- (○)住民サービスの向上 (○)職員の業務負担軽減 ()職員削減 (○)経費削減
(○)国が推進する自治体DXへの対応 ()その他()

(2)情報システムの標準化にあたって国がシステム移行の完了期限を2025年度としているもとの見通し
()期限までに移行できる (○)期限までの移行は困難である ()わからない

※期限までの移行が困難またはわからない場合、その理由をご記入ください。

システム事業者の都合のため

(当該システムの移行困難認定については、現在デジタル庁へ申請中の状況)

(3)情報システムの標準化にあたっての自治体独自施策についての考え方

- ()独自施策はこれまでどおり実施する ()施策の見直し・廃止を検討している
(○)その他(各施策の必要性やこれまでの効果等を十分に考慮しつつ適切に判断する)

※施策の見直し・廃止を検討している場合、その理由、対象となる施策、見直し内容等を具体的にご記入ください。

(理由)

(見直し・廃止の対象となる具体的な施策と見直しの内容)

(4)デジタルデバインド(情報格差)への対策

※特に、住民を対象とする保健医療・福祉分野等の手続き等について想定しています。

※該当する箇所に○をご記入ください。

	実施	検討中	予定なし
従来の紙による窓口での申請を受け付ける	○		
窓口での問合せ・相談を受け付ける	○		
電話による問合せ・相談を受け付ける	○		
手続きのフォローのための窓口への人員配置	○		
通信機器による情報を入手・利用できない住民への紙による広報	○		
スマートフォン講座・相談会等の開催	○		
高齢者デジタルサポーターの養成	○		
その他()			

【2】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課(長寿介護課)電話(51-2359)FAX (56-3810)
 メールアドレス(choju@city.toyohashi.lg.jp)

(1) 次年度繰越金・準備基金保有額 【広域連合】

質問項目	2021年度末	2022年度末	2023年度末
第1号被保険者数 (A)	207,207 人	207,283 人	207,890 人
次年度決算繰越金 (B)	1,136,286,780 円	1,502,273,057 円	792,010,670 円
1人当たり繰越金 (B)／(A)	5,484 円	7,247 円	3,810 円
年度末準備基金保有額 (C)	5,884,472,826 円	6,149,721,669 円	6,584,075,771 円
1人当たり保有額 (C)／(A)	28,399 円	29,668 円	31,671 円
繰越金＋基金保有額(D)	7,020,759,606 円	7,651,994,726 円	7,376,086,441 円
1人当たり「繰越金＋基金保有額」(D)／(A)	33,883 円	36,916 円	35,481 円

(2) 介護保険料の独自減免制度 【広域連合】 → 2023年4月以降の変更は ()ある (○)ない

① 低所得者への保険料減免制度

- 1) 保険料の市町村独自の低所得者への減免制度がありますか。
 (○)ある ()ない
- 2) 低所得者減免がある場合、その内容をご記入ください。(2024年4月1日現在)
 ・減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

<p>1. 対象者要件 所得段階が第3段階で、次の①から⑥のいずれにも該当する方 ①市町村民税を課税されている方と生計を同じくしていないまたはその方から生活援助を受けていないこと。 ②課税世帯の方の市町村民税の控除対象者となっていないこと。 ③自らの居住の用に供する土地、家屋以外の土地または家屋を所有していないこと。 ④介護保険料を滞納していないこと。 ⑤健康保険の被扶養者となっていないこと。 ⑥世帯の前年の収入が120万円(世帯員が1人増えるごとに35万円を加算)以下であること。</p> <p>2. 減免額 第2段階の保険料年額へ減額</p>

- ・保険料の全額免除はありますか。 (○)ない ()ある
- ・資産保有による制限はありますか。 ()ない (○)ある
- ・保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 (○)ない ()ある
- ・申請は必要ですか。 (○)必要 ()不要

3) 低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2022年度	2023年度
保険料減免件数	1 件	2 件
保険料減免の金額実績	11,976 円	23,952 円

② 収入減少を理由にした保険料減免制度

- 1) 収入減少を理由にした保険料減免制度がありますか。(コロナ特例減免は除く)
 (○)ある ()ない
- 2) ある場合、2024年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

<p>1. 対象者要件 次の①から③までの要件のいずれかに該当する方で、減免の申請をした日の属する年における合計所得金額世帯合算額の見積額とその前年における合計所得金額世帯合算額に対する割合が10分の5未満の方、かつ減免の申請をした日の属する年の前年(1月から3月の場合は前々年)における合計所得金額世帯合算額が300万円以下の方 ①主たる生計維持者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことによりその者の収入が著しく減少したとき。 ②主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。</p>
--

③主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。
2. 減免内容(金額・割合)
 減免の申請をした日以後6月以内に到来する普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払が行われる日に係る保険料のうち、徴収猶予又は減免の申請をした日が属する年度中の普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払が行われる日に係る保険料の10分の5に相当する額

3)ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

質問項目	2022年度	2023年度
保険料減免件数	4 件	7 件
保険料減免の金額実績	62,930 円	140,676 円

(3) 保険料滞納の状況と処分件数について **【広域連合】**

質問項目		2022年度	2023年度
保険料滞納者数	保険料滞納者実人数	3,129	3,142
	保険料滞納者延べ件数	(調定件数) 19,972	(調定件数) 19,810
保険給付の制限	償還払い人数	43	33
	保険給付の一時差し止め人数	0	0
	3割負担人数	97	70
財産差押え	差押え実人数	0	23
	差押え件数合計	0	31

(4) 介護保険利用料の独自減免制度 **【広域連合】** → 2023年4月以降の変更は ()ある(○)ない

①利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

()ある → 実施年月()年()月 (○)ない

②市町村独自の利用料減免がある場合、その内容をご記入ください。(2024年4月1日現在)

1)減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

2)訪問介護利用料の助成割合 ()

3)居宅サービス利用料の助成割合 ()

4)施設サービス利用料の助成割合 ()

5)利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ()ない ()ある

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

③低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2022年度	2023年度
利用料減免件数	件	件
利用料減免の金額実績	円	円

(5) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。 **【広域連合】**

①特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(255)人(2023年1月現在)

②要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。

(○)把握している → 入所者数(191)人 待機者数(18)人 (2023年1月現在)

()把握していない

③特別養護老人ホームの入所者の申し込みにあたって貴自治体の対応(該当に○印を) <市町村>

()自治体の窓口でも相談・受け付け業務を行っている

()行政区内の施設から情報を定期的に得ている

(○)当該施設に任せており、対応はしていない

(6) 施設サービス基盤整備 **【広域連合】**

①特別養護老人ホーム等の整備状況について

※()カッコ内には新規施設数、新規定員数を再掲してください。

	第9期(～2026年度)		第8期(2021年度～2023年度)			
	計画		計画		実績	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
特別養護老人ホーム	57 (2)	3,344 (58)	55 (2)	3,286 (58)	55 (2)	3,286 (58)
介護老人保健施設	17 (0)	1,570 (0)	17 (0)	1,620 (0)	17 (0)	1,570 (0)
認知症グループホーム	79 (5)	1,413 (90)	74 (5)	1,323 (90)	74 (5)	1,323 (90)
特定施設入居者生活介護事業所	14 (0)	659 (0)	14 (0)	659 (0)	14 (0)	659 (0)

※令和5年度回答分より、特別養護老人ホーム及び特定施設入居者生活介護事業所については、地域密着型施設を含む。

②サービス付き高齢者住宅等の設置状況について(2024年3月末現在)

	施設数	定員
サービス付き高齢者住宅	10	337
住宅型有料老人ホーム	30	967

※サービス付き高齢者住宅及び住宅型有料老人ホームについては、介護保険外施設であるため、広域連合では設置状況を把握していない。

(7)介護施設の夜勤形態 【広域連合】

①職員の夜勤時の就労形態はどのようになっていますか。施設種別ごとにご記入ください。

	設置施設数	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム	54	32	13	3	5
介護老人保健施設	17	15	1	0	1
グループホーム	69	38	8	2	19
小規模多機能	13	不明	不明	不明	不明
看護小規模多機能	6	不明	不明	不明	不明
短期入所	74	不明	不明	不明	不明

※調査時点(2023年1月)において、設置済み施設からの回答分を集計。

②上記施設の内、夜勤配置人員が1人になる場合がある施設数をご記入ください。(たとえ1病棟・1フロア・1ユニットであっても、実態があれば数えてください。なお、同じシフトで働くスタッフの休憩時に1人になる場合も含みます。)

	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム	25	11	2	2
介護老人保健施設	9	1	0	1
グループホーム	8	5	0	16
小規模多機能	不明	不明	不明	不明
看護小規模多機能	不明	不明	不明	不明
短期入所	不明	不明	不明	不明

※特別養護老人ホームについては、地域密着型施設を含む。

(8)総合事業

①総合事業の「事業対象者数」をお答えください。(1,046)人 【広域連合】

②総合事業の事業所数・利用人数 【広域連合】 <通所型サービスCのみ市町村>

※事業所数は各年4月1日現在、利用者数は月平均(2024年度は4～6月の平均)をご記入ください。

サービス	事業所数		利用人数	
	2023年	2024年	2023年	2024年
現行の訪問介護相当の訪問介護	109	105	1,728	1,734

生活支援型訪問A(緩和した基準)	22	21	86	66
現行の通所介護相当の通所介護	245	247	4,027	4,288
通所型サービスA(緩和した基準)	32	29	373	380
通所型サービスC(短期集中予防)	0	0	0	0

(9)次期(第10期)介護保険事業計画策定委員会 **【広域連合】**

- ①計画策定委員会の公開 公開する 公開しない 未定
 ②計画策定委員の公募枠 ある → 公募枠()人 ない 未定

(10)高齢者福祉施策 **<市町村>**

- ①加齢性難聴者への補聴器助成を実施する予定はありますか？すでに実施済みの場合、事業名、対象者、助成額、助成実績をご記入ください。
予定がある ()年 ()月から 検討中 予定がない
実施中

事業名	対象者	助成額	2023年度助成実績 (人数・金額)
			人 円

- ②加齢性難聴の検診制度がありますか？ある場合は、実施内容をご記入ください。
ある ない

- ③高齢者や障害者への外出支援施策について、該当項目に○印を付してください。

1)地域巡回バス ある ない 検討中

2)タクシー代助成 ある ない 検討中

3)その他の移動支援がありますか？ある場合または検討中の場合は、実施内容をご記入ください。

高齢者:()ある ない 検討中

障害者:()ある

(障害者)地域生活支援事業による移動支援事業(国・県補助金対象)

(11)認知症関係 **<市町村>**

- ①「市町村認知症施策推進計画」の作成予定は
)年 ()月に作成予定 作成予定は未定 ※高齢者福祉計画に包含している

- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」は
実施している → 保険料の補助は 全額補助 一部補助 補助なし
実施していない

- ③認知症の無料検診事業(物忘れ検診など)を実施していますか。
実施している → 自己負担は 無料 有料 (自己負担額 ()円)
実施していない

(12)65歳以上高齢者の障害者控除の認定について

→2022年4月以降、対象者・要件の変更は ある なし

①認定書の発行枚数実績は → 2022年度(2,180)枚、2023年度(2,354)枚

②障害者控除の対象者に申請書または認定書を自動的に送付していますか。

申請書を送付している → 2022年度(3,429)件、2023年度(3,513)件

認定書を送付している → 2022年度()件、2023年度()件

自動的に送付していない

③65歳以上高齢者の認定書の発行要件(複数回答可)

要支援2以上は基本的に該当する

要介護1以上は基本的に該当する

障害高齢者自立度(A)以上は基本的に該当する →要介護要件 ある なし

- ※要介護要件がある場合は、()以上
 ()認知症高齢者自立度(Ⅲ)以上は基本的に該当する →要介護要件 (○)ある ()なし
 ※要介護要件がある場合は、(要介護1)以上
 (○)その他、次のような基準で判断している(医師が発行したおむつ使用証明書)

2. 国民健康保険 担当課(国保年金課)電話(0532-51-2287)FAX(0532-55-2929)
 メールアドレス(kokuhonenkin@city.toyohashi.lg.jp)

(1) 国保保険料(税)等について

① 国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)と法定外繰入について

	区分	定義	2023年度	2024年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× (8.99)%	× (9.72)%
	資産割	固定資産税額	× (0)%	× (0)%
	均等割	加入者1人につき	28,500 円	31,200 円
	平等割	1世帯につき	33,900 円	33,600 円
1人当たり調定額(平均保険料)※予算額			91,963 円	97,412 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			予算 7,908 円	予算 6,241 円
※2023年は予算・決算、2024年は予算			決算 7,785 円	

② モデルケース別の国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

No.	モデルケース	2023年度	2024年度
1	夫婦(40歳代)・子ども(中学生1・高校生1)の4人世帯、 給与所得200万円(給与収入268万円)〈妻の年収0〉 ※2割軽減世帯	259,400 円	279,200 円
2	夫婦世帯(70歳代)、年金所得80万円(年金収入190万円) 〈妻年収0〉 ※5割軽減世帯	78,600 円	83,900 円
3	単身世帯(70歳代)、所得0円 ※7割軽減世帯	12,400 円	12,900 円
4	単身世帯(70歳代)、年金所得100万円(年金収入210万円) ※軽減なし世帯	113,500 円	120,100 円
5	単身世帯(20歳代)、給与所得100万円(給与収入155万円) ※軽減なし世帯	113,500 円	120,100 円

(注)資産割がある自治体の場合、資産税額は0円で算出してください。

③ 次年度繰越金・基金保有額

質問項目	2021年度末	2022年度末	2023年度末
被保険者数 (A)	71,640 人	68,181 人	64,445 人
次年度決算繰越金 (B)	2,555,573,213 円	2,603,320,556 円	1,899,619,175 円
1人当たり繰越金 (B)／(A)	35,672 円	38,182 円	29,477 円
年度末準備基金保有額 (C)	501,351,854 円	501,951,488 円	503,075,488 円
1人当たり保有額 (C)／(A)	6,998 円	7,362 円	7,806 円
繰越金+基金保有額(D)	3,056,925,067 円	3,105,272,044 円	2,402,694,663 円
1人当たり「繰越金+基金保有額」 (D)／(A)	42,671 円	45,545 円	37,283 円

(2) 保険料(税)の市町村独自の減免制度

① 市町村独自の低所得者減免 → 2023年4月以降の変更は ()ある (○)ない

- 1) 低所得者減免を実施していますか。 ※生活保護受給期間の減免は除く
 (○)ある ()ない

- 2) 低所得者減免を実施している場合は、その要件と減免内容をご記入ください。

市民税所得割が課税されない世帯

3) 低所得者減免を実施している場合、実績をご記入ください。

質問項目	2022年度	2023年度
保険料減免件数	21,777 件	21,477 件
保険料減免の金額実績	17,202,915 円	168,960,390 円

4) 低所得者減免に対する一般会計からの繰り入れはありますか。(○)ある ()ない

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

②収入減少を理由にした保険料(税)減免制度(コロナ特例減免は除く)

→ 2023年4月以降の変更は ()ある (○)ない

1) 収入減少を理由にした保険料(税)減免制度がありますか。

(○)ある ()ない

2) ある場合、2024年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

前年合計所得 600 万円未満 当年合計所得見込額 前年総所得金額の 8/10 以下 当年合計所得見込額の減少要件割合 減免割合 所得割額の 最小(1)割～最高(3.5)割	傷病・失業・事業停止若しくは休止により当該世帯の生活が著しく困難となり貧困のため担税力が喪失したと認められる場合
---	--

3) ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

質問項目	2022年度	2023年度
保険料減免件数	82 件	93 件
保険料減免の金額実績	3,259,500 円	3,279,800 円

③市町村独自の子どもの均等割などの減免(就学前までの5割減免は除く)

1) 子どもの均等割保険料(税)の減免制度がありますか。

()ある ()検討中 (○)ない

2) ある場合、2024年4月1日現在の内容をご記入ください。

3) ある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2022年度	2023年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

(3) 資格証明書・短期保険証・差押え

①国保被保険者数・世帯数・滞納世帯数・資格証明書交付世帯数・短期保険証交付世帯数

質問項目	2023年6月1日	2024年6月1日
被保険者数	68,316	64,700
世帯数	44,444	42,755
滞納世帯数	(参考値) 6,727 人	(参考値) 8,653 人
資格証明書交付世帯数	0	30
短期保険証交付世帯数	2,121	1,350
留め置き世帯数(※1)	0	0
未交付・未更新世帯数(※2)	0	0

※1・2は、国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数で、※1は「交付した保険証・短期保険証の留め置き世帯数」、※2は「保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付・未更新世帯数」

②資格証明書(2024年6月1日現在) → 2023年4月以降の変更は ()ある (○)ない

資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

()国の基準どおり実施している

()独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している

()高校生世代以下の子どもがいる世帯

()障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

- () 病弱者のいる世帯
 (○) 次の場合は、交付対象から除外している

高校生世代以下の子ども
 障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象者
 前年度・当該年度に納付相談等があり、納付確認又は納付約束ができていない世帯
 ウイルス感染症の蔓延防止等の理由により、資格証明書を交付することが適さない状況下にあると認められる世帯

③ 保険料(税)滞納者への差押え等

- 1) 差押えの基準をご記入ください。 → 2023年4月以降の変更は ()ある (○)ない

基準は設けていないが、納付資力があると認められるにもかかわらず、再三の催告にも納付していただけない場合に差押えの手続きに着手している。

- 2) 以下の件数をご記入ください。

質問項目		2022年度	2023年度	
予告通知書の発行		2,810	2,242	
差押え	差押え世帯数	—	—	
	差押え件数合計	1,445	1,454	
	件数内訳	不動産	254	187
		預貯金	693	676
		生命保険(内学資保険)	96(4)	94(3)
その他		402	497	
競売による現金化		11	9(公売)	
徴収の猶予	申請件数	0	1	
	許可件数	0	1	
換価の猶予	申請件数	0	0	
	許可件数	0	0	
	職権件数	0	0	
滞納処分の停止	適用件数	952	812	
	件数内訳	無資力	567	473
		生活保護	173	116
		生活困窮		
		所在不明	212	223
その他	0	0		

(4) 一部負担減免制度

- ① 一部負担減免制度がありますか。
 (○)ある ()検討中 ()ない
 ② 相談・申請・適用の実績

質問項目	2022年度	2023年度
一部負担金の相談件数	0 件	0 件
一部負担金の申請件数	0 件	0 件
一部負担金減免の延べ件数	0 件	0 件
一部負担金減免の金額実績	0 円	0 円

(5) 高額療養費の支給申請手続きの簡素化

- ① 70～74歳 (○)簡素化済み(2020年8月受診分から実施) ()検討中 ()予定ない
 ② 70歳未満 (○)簡素化済み(2022年9月受診分から実施) ()検討中 ()予定ない

(6) 国保運営協議会 → 2023年4月以降の変更は ()ある (○)ない

- ① 運営協議会の公開 (○)公開している ()公開していない
 ② 運営協議会議事録のホームページへの掲載 (○)掲載している ()掲載していない

③運営協議会委員の被保険者枠は (16)人 そのうち、公募枠は (2)人

(1)生活保護 担当課(生活福祉課)電話(0532-51-2350)FAX(0532-56-5134)
メールアドレス(seikatsufukushi@city.toyohashi.lg.jp)

※生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)を添付してください。

①生活保護の相談件数、申請件数とその保護開始件数

質問項目	2022年度	2023年度
相談件数	588 件	574 件
申請件数	460 件	481 件
そのうち保護開始件数	421 件	436 件

②受給世帯数と人数

質問項目	2023年4月分	2024年4月分
受給世帯数	2,049 世帯	2,190 世帯
うち、外国人世帯数	125 世帯	127 世帯
受給人数	2,524 人	2,697 人
うち、外国人人数	188 人	194 人

③扶養照会

質問項目	2022年度	2023年度
1)扶養照会したケース数	325 件	438 件
2)扶養照会した扶養義務者数	431 人	455 人
3)上記2)のうち金銭的援助が受けられるようになった扶養義務者数	38 人	36 人

④車の保有(2023年度) 2023年6月1日現在(2023年度中の任意の時点でご記入ください)

保有世帯数	24 世帯
-------	-------

【保有理由の内訳】

1)事業用	0 世帯
2)障害者の通勤用	0 世帯
3)公共交通機関が利用困難な場合等の通勤用	9 世帯
4)公共交通機関が利用困難な場合等の通院等	0 世帯
5)深夜勤務等の通勤	0 世帯
6)自立の目途がある場合の処分保留	8 世帯
7)障害者の通院等	7 世帯

※以下は市のみお答えください

⑤生活保護担当職員

1)ケースワーカーの人数(内女性人数)

	正規職員数(内女性)	生保担当の 平均在任年数	非正規職員数(内女性)
2023年4月現在	23 人(7 人)	1年 5ヵ月	0 人(0 人)
2024年4月現在	26 人(8 人)	1年 0ヵ月	0 人(0 人)

2)社会福祉主事の資格がない職員数(2024年4月現在)

社会福祉主事の 資格がない職員数	正規職員	非正規職員
	0 人	0 人

3)1ケースワーカー当たりの担当受給者

	世帯数	人数
2023年4月現在	89 世帯	110 人

2024年4月現在	84世帯	104人
-----------	------	------

4) 専門職としての採用(2024年4月現在)

専門職としての採用がありますか。 (○)あり ()なし

(2) 生活困窮者支援 担当課(生活福祉課)電話(0532-51-2313)FAX(0532-56-5134)
メールアドレス(seikatsufukushi@city.toyohashi.lg.jp)

※市民向けのパンフレットがあれば添付してください。

①実施方法

	実施	運営方法	事業所数	委託先
自立相談支援	/	直営+委託	1	豊橋市社会福祉協議会
住居確保一時金窓口	/	直営	1	-
一時生活支援	実施	直営	1	-
就労準備支援	実施	直営	1	-
就労訓練	未実施	-	-	-
家計改善支援	実施	直営	1	-
子どもの学習・生活支援	実施	直営	1	-
町村の相談支援	-	-	-	-
その他()	-	-	-	-

※実施には、「実施」「未実施」「実施予定」の別を記入ください

※運営方法は「直営」「委託」「直営+委託」「借上」の別を記入ください

※委託先は「社協」「社会福祉法人」「NPO法人」「一般社団(財団)法人」「株式会社」「生協」など種別を記入ください。複数ある場合は複数記入ください。

②実施状況

	2022年度	2023年度
新規相談受付件数	2,103	916
プラン作成件数	179	154
就労支援件数	165	131
住居確保給付金新規決定	54	34
住居確保一時金再給付	9	0
一時生活支援	45	51
就労準備支援	5	2
就労訓練	-	-
家計改善支援	0	12
子どもの学習・生活支援?	96	133
町村の相談支援	-	-
その他()	-	-

(3) 低所得世帯等へのエアコン助成 担当課(生活福祉課)電話(0532-51-2350)

FAX(0532-56-5134) メールアドレス(seikatsufukushi@city.toyohashi.lg.jp)

①低所得世帯等へのエアコン購入費助成事業がありますか。

()ある (○)ない ()検討中

②ある場合は、実施内容(対象者、助成額、助成実績)をご記入ください。

4. 福祉医療など 担当課(国保年金課)電話(0532)51-2311)FAX(0532)55-2929)

メールアドレス(kokuhonenkin@city.toyohashi.lg.jp)

担当課(障害福祉課)電話(0532-51-2312)FAX(0532-56-5134)

メールアドレス(shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp)

担当課(子育て支援課)電話(0532-51-2335)FAX(0532-56-1705)

メールアドレス(kosodate@city.toyohashi.lg.jp)

担当課(こども保健課)電話(0532-39-9151)FAX(0532-38-0770)

- (1) 福祉医療(子ども・障害者・ひとり親・高齢者の医療費助成制度)について、2023年4月1日以降、制度(助成内容・対象範囲・対象要件・自己負担・支払方法など)を改定(予定を含む)していますか。
※該当項目に○印を付してください。

福祉医療の種類	改定なし	改定あり	改定予定あり
子ども医療費助成制度		○	
障害者医療費助成制度	○		
精神障害者医療費助成制度	○		
ひとり親医療費助成制度	○		
後期高齢者福祉医療費給付制度	○		
妊産婦医療費助成制度	※制度なし		

- (2) 前記(1)の質問で「改定あり」、「改定予定あり」の場合、実施年月日・改定内容をご記入ください。

(実施年月日)令和6年1月1日診療分から
(改定内容)高校生世代(中学校修了後から18歳到達年度末まで)の助成対象をこれまでの入院費に加えて通院医療費まで拡大し、償還払いから現物支給(窓口での支払いなし)へと変更

5. 子育て支援策 担当課(子育て支援課)電話(0532-51-2335)FAX(0532-56-1705)

メールアドレス(kosodate@city.toyohashi.lg.jp)

担当課(こども若者総合相談支援センター)電話(0532-51-2327)FAX(0532-21-9088)

メールアドレス(kodomo-sougou-center@city.toyohashi.lg.jp)

担当課(学校教育課)電話(0532-51-2817)FAX(0532-56-5104)

メールアドレス(gakkoukyoiku@city.toyohashi.lg.jp)

担当課(保健給食課)電話(0532-51-2821)FAX(0532-56-8300)

メールアドレス(hokenkyushoku@city.toyohashi.lg.jp)

担当課(保育課)電話(0532-51-2315)FAX(0532-56-5133)

メールアドレス(hoiku@city.toyohashi.lg.jp)

(1) 子どもの権利を守る施策

- ①教育・学習支援 (○)実施(平成27年10月より実施) ()未実施

2023年度実績 (4)カ所(133)人 実施時期(毎週土曜日)

2024年度予算 (4)カ所(-)人 実施時期(毎週土曜日)

※実施している場合の具体的な対象者・年齢等をご記入ください。

ひとり親家庭等および生活困窮(生活保護含む世帯)の小学4年生～高校生

②「無料塾」、「こども食堂」への支援

- 1)「無料塾」への支援 (○)実施(令和2年10月より実施) ()未実施

2023年度実績 (6)カ所(-)人、2024年度予算 (7)カ所(-)人

※支援内容を具体的にご記入ください。

子ども食堂や学習支援教室を開設する団体を対象に、運営費の一部を補助する補助金により支援

- 2)「こども食堂」への支援 (○)実施(令和2年10月より実施) ()未実施

2023年度実績 (6)カ所(-)人、2024年度予算 (7)カ所(-)人

※支援内容を具体的にご記入ください。

子ども食堂や学習支援教室を開設する団体を対象に、運営費の一部を補助する補助金により支援

③こども家庭センターについて

- 1)こども家庭センターの設置状況 (○)設置済み ()設置を検討中 ()設置しない

2)こども家庭センターを設置している場合の状況

設置か所数(1)カ所 設置場所(こども若者総合相談支援センター)

職員体制	人数 (人)	任用形態	専任・兼務	所持している資格
センター長	1	①	兼務	
統括支援員	2	①	兼務	保健師
子ども家庭支援員	11	①・④・⑧	兼務	保健師、社会福祉士、臨床心理士、公認心理師、教員
虐待対応専門員	3	①	兼務	社会福祉士
保健師	31	①・⑧	兼務	保健師
心理担当職員	2	①	兼務	臨床心理士、公認心理師
その他(管理職、訪問支援員、事務、ヤングケアラー担当、歯科衛生士、管理栄養士)	18	①・⑧	兼務	幼稚園教諭、看護師、社会福祉士、教員、保健師、歯科衛生士、管理栄養士

※任用形態は①正規職員、②フルタイム再任用職員、③短時間再任用職員、④任期付職員、⑤短時間任期付職員、⑥臨時職員、⑦フルタイム会計年度任用職員、⑧パートタイム会計年度任用職員、⑩その他、から選択してご記入ください。

④要保護児童対策地域協議会について

- 1) 要保護児童対策地域協議会の設置状況 (○)設置している ()設置していない
 2) 要保護児童対策地域協議会を設置している場合の状況

設置か所数(1)カ所 設置場所(こども若者総合相談支援センター)

職員体制 全体(26)人 うち正規職員(19)人 →うち専任(0)人・兼任(19)人
 正規職員以外(7)人 →うち専任(0)人・兼任(7)人

(2) 就学援助

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください。

①就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2023年度	2024年度
受給者数	4,217 人	3,729 人
受給割合	14.1%	14.0%
支給額	308,031 円	362,219 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。
 ※2024年度の支給額は見込額をご記入ください。

②就学援助の認定対象基準をご記入ください。→ 2023年4月以降の変更は ()ある (○)ない

生活保護基準額の(1.3)倍

※上記生活保護基準に含まれているものに○印を付してください。

- (○)生活扶助(基準生活費+加算)、(○)住宅扶助(家賃)、(○)教育扶助、
 ()前記以外に追加しているもの()

③就学援助の対象となる所得基準額(年額)をご記入ください。

- ・2人家族(母就労30歳代、子ども小学生の場合) … (2,254,000)円
 ・4人家族(父母とも就労30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (3,334,000)円

④申請書の受付先 (○)市町村窓口 ()学校 ()窓口と学校のどちらも可

⑤就学援助の項目 → 2023年4月以降の変更は ()ある (○)ない

- (○)学用品費 ()体育実技用具費 (○)入学準備金 ()通学用品費 (○)通学費
 (○)修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 (○)給食費
 (○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) ()校外活動費(宿泊を伴うもの)
 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品 ()オンライン学習通信費

③保育施設等に対する指導監査における実地検査について

1) 保育士等、現場経験のある専門家は同行していますか。

(○) 保育士が同行している () その他の専門家が同行している () 同行していない

※その他の専門家が同行している場合、具体的にご記入ください。

2) 実地による検査ではなく、書面やリモートにて実施する予定はありますか。

() すでに実施している () 予定がある (○) 予定はない

※すでに実施している、予定がある場合は、実地の検査を行わないこととした理由をご記入ください。

3) 指導監査における実地検査以外に、保育施設等を訪問する機会がありますか。

(○) 定期的に訪問している (○) 特別な事情があれば訪問している () 特に行っていない

※訪問している場合、どの種類の保育施設を訪問していますか。

(○) 認可保育所 () 小規模保育事業 () 企業主導型保育事業 () 認可外保育所

※訪問している場合、その理由や目的(職員からの聞き取り、保育の指導、状況把握等)、訪問者などをご記入ください。

保育課内の保育士等が、保育事業者の課題等について保育の指導や状況把握等を行っている。

④保護者が育児休業を取得する際のきょうだいの子の入園状況(いわゆる育休退園)について

() 育休退園を行っている (○) 保護者が育児休業に入っても入園を継続できる

※育休退園を行っている場合、育休退園を行っている理由や基準をご記入ください。

※育休退園を行っている場合、2023年度中に育休退園となった子どもの延べ人数 () 人

その内訳 1歳児()人 2歳児()人 3歳児()人 その他()人

再び入園する際の配慮があれば具体的にご記入ください。

⑤保育士の離職防止や保育士確保のために市町村独自に工夫していること

(○) 市町村独自のとりくみを行っている () 特に行っていない

※市町村独自のとりくみを行っている場合、その内容について具体的にご記入ください。

保育士確保のため、①新たな保育士の就業(養成校学生向けの園見学バスツアーや SNS を活用した保育士の魅力 PR など)、②潜在保育士の復職支援(保育士再就職支援)、③保育士の離職防止(保育支援 G の創設、市独自の処遇改善など)を実施している。

6. 障害者施策 担当課(障害福祉課) 電話(0532-51-2345) FAX(0532-56-5134)

メールアドレス(shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp)

(1) 自治体独自の障害者手当 → 2023年4月以降の変更は () あり (○) ない

①自治体独自の障害者手当を支給していますか (○) 支給している () 支給していない

②支給している場合、2024年4月現在の内容をご記入ください。

手当の事業名	豊橋市障害者扶助料
支給者数	2023年度実績
手当額	※月額または年額のいずれかをご記入ください 月額(最低) 1,000 円 ~ (最高) 4,200 円 年額(最低) 12,000 円 ~ (最高) 50,400 円
支給対象者	65 歳未満で身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を初めて取得した者。

(2) 入所施設(2024年7月時点)

・入所施設設置数 (5)カ所

- ・施設の入所待機者数 ()人 ※複数施設の場合は名寄せしてご記入ください。
- ・待機者数の対前年同月比()%
- ・()入所待機者数は把握していない

(3)グループホーム(2024年7月時点)

- ①グループホーム設置数 (49)カ所 対前年比(104.3)%
- ②共同生活援助支給決定数 (651)人 対前年比(113.0)%
- ③日中サービス支援型共同生活援助事業所数 (6)カ所 対前年比(100.0)%
- ④グループホームの運営法人について
 - 1)公営 (0)カ所
 - 2)社会福祉法人(14)カ所
 - 3)非営利活動法人(10)カ所
 - 4)営利法人 (25)カ所

(4)訪問系各サービス

①支給状況(2024年7月時点)

サービス	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	1,138	113.3%	258	15.3
重度訪問介護	17	106.3%	865	347
行動援護	42	100.0%	100	23.7
同行援護	94	114.6%	129	35.3

地域生活支援事業

移動支援	882	100.6	30	17.9
------	-----	-------	----	------

※最多支給時間は2024年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

②移動支援の報酬単価について

- 1)2024年度 ()引き上げた ()引き下げた ()変更していない
 - 2)2025年度 ()引き上げる予定 ()引き下げる予定 ()変更しない予定
- 上記1)、2)の改定にあたって参考にしたことがあればご記入ください。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の居宅介護(通院等介助)の改定率

(5)短期入所 (2024年7月時点)

- ・短期入所支給者数(741)人、昨年同月比(109.1)%、最多支給日数(30)日、平均支給日数(7.8)日
- 年間180日以上利用可(短期入所)とする支給者数(11)人

(6)介護保険と障害福祉サービスとの関係について

- ①厚生労働省2023年6月30日付け事務連絡「自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項について」を読んでいますか。
()読んだ ()読んでいない
- ②要介護認定の申請を行わずに(介護保険を利用せずに)、障害福祉サービスの更新申請した場合、申請を受理しますか。受理しない場合は、その理由をご記入ください。
()受理する ()受理しない ()その他

障害福祉サービス更新案内時に、65歳になる方については介護認定の申請を行うよう案内しているため、申請を行わない理由を確認したうえで申請の受理について決定する。

- ③要介護認定の申請をしない場合の障害福祉サービスの継続利用について、該当するものに○印を付けてください。また、コメントがあればご記入ください。
()65歳の誕生日前日をもって介護保険に相当する障害福祉サービスは打ち切る
()65歳の誕生日前日をもって支給決定していた障害福祉サービスはすべて失効する
()介護保険の利用申請をしないことを理由に障害福祉サービスを打ち切ることはない
()その他

申請を行わない理由を確認したうえで、介護保険サービスのみで必要なサービスを確保できない

場合に限り、障害福祉サービスを支給する。

7. 任意予防接種の助成 担当課(保健医療企画課) 電話(0532-39-9109)FAX(0532-38-0870)
メールアドレス(hokeniryou@city.toyohashi.lg.jp)

(1) 次のワクチンの助成を実施している場合、それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
おたふくかぜ	1歳児、小学校就学前の1年間(幼稚園等の年長児)	2,000円	医療機関による	H26.4～ (1歳児) R2.4～ (年長児)
带状疱疹	50歳以上	ビケン: 4,000円 シングリック: 10,000円	医療機関による	R5.4～
子どものインフルエンザ	-	-円	-円	-
麻しん(接種漏れの人)	-	-円	-円	-

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン

① 高齢者用肺炎球菌ワクチン助成について、定期・任意それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
高齢者用肺炎球菌(定期)	65歳	円	2,000円	H26.10～
高齢者用肺炎球菌(任意)	-	-円	-円	-

② 2回目の任意予防接種を実施していますか。

() 実施している → () 1回目を助成していない人が対象 () 1回目を助成した人も対象
(○) 実施していない () 検討中

8. 健診事業 担当課(こども保健課) 電話(0532-39-9160)FAX(0532-38-0770)
メールアドレス(kodomohoken@city.toyohashi.lg.jp)

(1) 産婦健診を何回実施していますか。回数と開始年月をご記入ください。

2回実施(令和2年6月～)

9. 地域の保健・医療 担当課(保健医療企画課) 電話(39-9144) FAX(38-0780)
メールアドレス(hokeniryou@city.toyohashi.lg.jp)

(1) 地域の公立公的病院の病床数の変更予定 (○) ある () ない

※ある場合、具体的にご記入ください。

豊橋市民病院において、令和8年度中に750床とする予定があります。

(2) 自治体に公立病院がある場合、県感染症予防計画にもとづく、医療措置協定の内容についてご記入ください。

→ 数値を公表していません。

	発生公表直後 (発生公表1週間後)	流行初期 (3カ月以内)	流行初期以降 (6カ月以内)
確保病床(床)			

発熱外来	対応人数(人/日)			
	対応検査数(件/日)			

(3) 自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策について、2023年4月以降の追加・変更はありますか。

()ある (○)ない

※ある場合、具体的にご記入ください。

(4) 避難所について

①設置数

1) 指定避難所数 (165)カ所 1カ所あたりの対象人数 (収容人数 32~1,517)人

2) 福祉避難所数 (10)カ所 1カ所あたりの対象人数 (収容人数 30~234)人

②避難行動要支援者数 (10,406)人 ※避難行動要支援者名簿に記載されている人数(4/1時点)

③災害時要支援者個別避難計画を (○)作成している ()作成できていない

【3】国または愛知県に対して既に意見書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2023年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書の種類	提出年月日
国	①75歳以上の2割負担をはじめ患者負担増の計画中止を求める意見書	年 月 日
	②国民健康保険の国庫負担引き上げ等を求める意見書	年 月 日
	③安心できる年金制度を求める意見書	年 月 日
	④介護保険制度の改善を求める意見書	年 月 日
	⑤介護従事者の労働環境の改善を求める意見書	年 月 日
	⑥子どもの医療費無料制度創設を求める意見書	年 月 日
	⑦障害児・者の「暮らしの場」の整備を求める意見書	年 月 日
	⑧コロナ感染症に係る医療・介護・福祉・保育等への支援を求める意見書	年 月 日
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書	年 月 日
	②子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書	年 月 日
	③国民健康保険への支援を求める意見書	年 月 日
	④コロナ感染症に係る医療・介護・福祉・保育等への支援を求める意見書	年 月 日

※2023年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。